



島根県報

平成20年 4 月 8 日 (火)
第 1,972 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	4
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(")	4
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(")	4
土地改良区の合併の認可	(農 村 整 備 課)	5
公有水面埋立ての竣功認可	(漁 港 漁 場 整 備 課)	5
公有水面埋立ての免許	(港 湾 空 港 課)	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	8
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(")	8

公 告

平成20年島根県保育士試験の実施	(青 少 年 家 庭 課)	8
平成20年度島根県狩猟免許試験の実施	(森 林 整 備 課)	9
基本測量の終了	(用 地 対 策 課)	11
公共測量の終了	(")	12
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	12

特定調達公告

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	12
---	-----------	----

正 誤

平成19年12月26日付け島根県報号外第143号中	(高 校 教 育 課)	13
---------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第331号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
松崎クリニック	出雲市大津朝倉3丁目10-6	平成20年4月1日
日原診療所	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年3月31日
ファーマシすこやか薬局	出雲市塩冶町1539-60	平成20年4月1日
ファーマシくにびき薬局	出雲市今市町2078	平成20年4月1日
まごころ薬局	出雲市武志町733-4	平成20年4月1日
あすなろ薬局	浜田市下府町94-2	平成20年4月1日
オリーブ薬局邑南店	邑智郡邑南町中野3846-10	平成20年4月1日
末次調剤薬局	松江市末次町60	平成20年4月1日
エイト薬局	雲南市大東町飯田92番地7	平成20年4月1日
おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083-1	平成20年4月1日

島根県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
エイト薬局	雲南市大東町飯田92番地7	平成20年3月31日
おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083-1	平成20年3月31日
日原診療所	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成20年3月30日

島根県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人いわみ福祉会	浜田市金城町七条八559番地2	通所介護	青山デイサービスセンターとうふやさんの家	江津市都野津町2086番地3	平成20年4月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	浜田市金城町七条八559番地2	介護予防通所介護	青山デイサービスセンターとうふやさんの家	江津市都野津町2086番地3	平成20年4月1日
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町2862-1	通所介護	デイサービス 寿生の家	出雲市上塩冶町2854-5	平成20年4月1日
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町2862-1	介護予防通所介護	デイサービス 寿生の家	出雲市上塩冶町2854-5	平成20年4月1日

島根県告示第334号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 レーク・ケア	通所介護	湯の里 湖畔	松江市玉湯町湯町334番地39	平成20年 4 月 1 日

島根県告示第335号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 湖北ふれあい	通所介護	あいかの里第 1 デイサービスセンター	松江市岡本町1138	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
医療法人 壽生会	通所介護	デイサービス 寿生の家	出雲市上塩冶町2854 - 5	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 やまゆり	通所介護	通所 やまゆり	出雲市佐田町一窪田1961番地 5	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 やまゆり	通所介護	通所 朝原	出雲市佐田町朝原568番地	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 やまゆり	通所介護	通所 こもれびの家	出雲市佐田町反邊1368番地	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 やまゆり	通所介護	通所 八幡原	出雲市佐田町八幡原262番地	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 やまゆり	通所介護	通所 かがやきの家	出雲市佐田町須佐736番地 2	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 仁摩福祉会	通所介護	デイサービスセンター むつみ苑	大田市仁摩町天河内831番地	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 いわみ福祉会	通所介護	青山デイサービスセンター とうふやさんの家	江津市都野津町2086 - 3	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			
社会福祉法人 かなぎ福祉会	通所介護	緑ヶ丘デイサービスセンター	浜田市浅井町122 - 2	平成20年 4 月 1 日
	介護予防通所介護			

島根県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ 居宅介護支援事業所 のどか	出雲市平田町2791番地1	平成20年4月1日
社会福祉法人かなぎ福祉会	緑ヶ丘居宅介護支援事業所	浜田市金城町七条イ1046番地5	平成20年4月1日
社会福祉法人やまゆり	やまゆり居宅介護支援事業所	出雲市佐田町一窪田1961番地5	平成20年4月1日

島根県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
安来市	安来市特別養護老人ホーム 伯寿の郷	島根県安来市伯太町安田1705	平成20年4月1日
安来市	安来市特別養護老人ホーム 尼子苑	島根県安来市広瀬町下山佐330番3	平成20年4月1日
益田市	益田市立特別養護老人ホーム 美寿苑	島根県益田市美郷町都茂1871番地9	平成20年4月1日

島根県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定に基づき告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人 伯医会	特別養護老人ホーム 伯寿の郷	島根県安来市伯太町安田1705	平成20年

			3 月31日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	特別養護老人ホーム 尼子苑	島根県安来市広瀬町下山佐330番 3	平成20年 3 月31日
社会福祉法人 益田市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム 美寿苑	島根県益田市美都町都茂1871番地 9	平成20年 3 月31日

島根県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 2 項の規定に基づき、鹿足郡六日市町土地改良区及び鹿足郡柿木村土地改良区の合併について平成20年 4 月 1 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 合併により設立する土地改良区
鹿足郡吉賀町土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区
鹿足郡六日市町土地改良区
鹿足郡柿木村土地改良区

島根県告示第340号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 竣功認可の年月日
平成20年 3 月28日
- 2 竣功認可を受けた者
松江市殿町 1 番地
島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛
- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
 - (1) 位置
隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1022番 4 から同924番 4 に至る地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次結んだ線及び ①の地点と②の地点を結ぶ春分秋分の満潮位（DL+0.54メートル）における公有水面と陸地との境界線（国土調査時の陸海の境界線）により囲まれた区域
の地点 隠岐郡西ノ島町大字浦郷地内の四等三角点「浦郷」（北緯36度 5 分3.953秒、東経132度59分30.329秒、以下「原点」という。）から332度49分39秒、719.69メートルの地点
の地点 の地点から83度 8 分54秒、7.44メートルの地点
の地点 の地点から83度 8 分33秒、10.15メートルの地点
の地点 の地点から83度 8 分 2 秒、2.25メートルの地点
の地点 の地点から352度21分6秒、2.54メートルの地点
の地点 の地点から81度22分31秒、7.90メートルの地点

- の地点 の地点から79度50分58秒、10.09メートルの地点
- の地点 の地点から79度7分2秒、9.36メートルの地点
- の地点 の地点から80度18分47秒、10.61メートルの地点
- の地点 の地点から82度52分54秒、9.72メートル地点
- の地点 の地点から86度5分9秒、4.76メートルの地点
- の地点 の地点から89度10分8秒、4.69メートルの地点
- の地点 の地点から92度41分14秒、4.24メートルの地点
- の地点 の地点から95度7分8秒、4.94メートルの地点
- の地点 の地点から99度41分20秒、4.58メートルの地点
- の地点 の地点から104度6分11秒、4.58メートルの地点
- の地点 の地点から108度30分51秒、4.58メートル地点
- の地点 の地点から112度55分3秒、4.58メートルの地点
- の地点 の地点から117度19分16秒、4.58メートルの地点
- の地点 の地点から121度44分5秒、4.58メートルの地点
- ㉑の地点 の地点から126度1分11秒、4.33メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から128度25分29秒、4.87メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から133度30分22秒、9.47メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から138度49分8秒、15.59メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から141度49分21秒、4.12メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から141度42分51秒、10.03メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から141度0分36秒、10.08メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から139度35分29秒、10.12メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から137度40分22秒、10.16メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から136度5分54秒、6.82メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から181度59分49秒、2.78メートルの地点

(3) 面積

1,152.99平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 免許の年月日及び番号

平成17年10月18日 指令漁第328号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第341号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成20年3月27日

2 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町大字中町字目貫の四61番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成18年秋分の満潮位 (D.L. + 0.424メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 金峯山三等三角点 (北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691) から288度25分17秒、1,149.18メートルの地点

の地点 の地点から108度19分05秒、34.64メートルの地点

の地点 の地点から198度19分05秒、40.00メートルの地点

の地点 の地点から288度19分05秒、34.64メートルの地点

ウ 面積

1,385.55平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町大字中町字目貫の四61番の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とSの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 金峰山三等三角点 (北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691) から298度28分25秒、1,166.76メートルの地点

Bの地点 Aの地点から124度00分53秒、71.20メートルの地点

Cの地点 Bの地点から160度26分15秒、12.38メートルの地点

Dの地点 Cの地点から124度06分55秒、70.70メートルの地点

Eの地点 Dの地点から34度06分45秒、5.00メートルの地点

Fの地点 Eの地点から108度18分55秒、28.64メートルの地点

Gの地点 Fの地点から198度18分55秒、255.24メートルの地点

Hの地点 Gの地点から288度18分55秒、203.87メートルの地点

Iの地点 Hの地点から24度22分58秒、9.71メートルの地点

Jの地点 Iの地点から23度40分35秒、5.50メートルの地点

Kの地点 Jの地点から23度30分09秒、81.80メートルの地点

Lの地点 Kの地点から23度20分13秒、15.17メートルの地点

Mの地点 Lの地点から23度26分52秒、14.47メートルの地点

Nの地点 Mの地点から20度59分30秒、9.07メートルの地点

Oの地点 Nの地点から18度34分40秒、3.80メートルの地点

Pの地点 Oの地点から18度28分39秒、4.23メートルの地点

Qの地点 Pの地点から16度20分44秒、1.85メートルの地点

Rの地点 Qの地点から108度19分05秒、17.23メートルの地点

Sの地点 Rの地点から18度31分13秒、100.85メートルの地点

ウ 面積

50,626.08平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

島根県告示第342号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年4月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

指 定 年月日	指定 番号	住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
				変 更 後	変 更 前
				売りさばき場所	売りさばき場所
平成13年 11月6日	962	松江市東朝日町278 番地10 有限会社フードサー ビス八雲 代表取締役 園山正 彦	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 出雲市大津町1139番地 出雲合同庁舎売店	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 出雲市大津町1139番 地 出雲合同庁舎売店	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

島根県告示第343号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売 り さ ば き 場 所	住 所 及 び 氏 名
平成20年3月31日	957	松江市学園南1-2-1 島根県立産 業交流会館	松江市千鳥町36番地 協同組合松江名 産センター

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、平成20年島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第18条の9第1項の島根県指定試験機関である社団法人全国保育士養成協議会が行う。

平成20年4月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 試験日程

(1) 筆記試験

平成20年8月7日（木）及び8月8日（金）

午前9時30分から午後4時まで

(2) 実技試験

平成20年10月13日（月）祝日

集合時刻等は、「筆記試験結果通知書」と併せて送付する「実技試験受験票」により通知する。

2 試験場所

(1) 筆記試験

松江市 松江市学園南 1 - 2 - 1
島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

浜田市 浜田市野原町859 - 1
浜田市総合福祉センター

(2) 実技試験

松江市 松江市浜乃木 7 - 24 - 2
島根県立大学短期大学部松江キャンパス

3 受験手続

(1) 受験申請書受付期間

平成20年 5 月13日（火）まで
5 月13日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受験の手引き（申請書）の入手方法

郵送による配布を原則とする。

受験の手引きを入手しようとするものは、下記 4 の機関へ返信用封筒（角形 2 号）に140円切手を貼り、住所・氏名を明記し、別封筒（サイズ指定なし）に入れ、「手引き請求」と朱書きし、郵送により請求する。

4 受験の手引き請求先及び受験申請書提出先並びに問合せ先

〒171 - 8536 東京都豊島区高田 3 - 19 - 10
社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター
電話 0120 - 4194 - 82

5 提出方法

受験申請は、郵送（簡易書留）に限る。

6 受験手数料

12,700円

7 合格発表等

合格者に対して、平成20年11月25日（火）までに保育士試験合格通知書を送付する。

なお、筆記試験については平成20年 9 月25日（木）までに、受験者全員に筆記試験結果通知書を送付する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第 1 項の規定に基づき、平成20年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成20年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いなくて装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
6月26日(木)	午前9時~	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
7月2日(水)	午前9時30分~	邑智郡川本町大字川本279	県内全域

		川本合同庁舎	
7 月 6 日 (日)	午前 9 時 30 分 ~	益田市昭和町 13 - 1 益田合同庁舎	県内全域
7 月 13 日 (日)	午前 9 時 30 分 ~	雲南市木次町里方 55 チェリヴァホール	県内全域
7 月 15 日 (火)	午前 9 時 30 分 ~	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 隠岐合同庁舎	県内全域
7 月 23 日 (水)	午前 9 時 ~	松江市東津田町 1741 - 1 松江合同庁舎	県内全域
7 月 30 日 (水)	午前 9 時 ~	浜田市片庭町 254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1 枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第 49 条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,000 円
	(2) (1) 以外の免許	4,000 円
2 1 以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	4,000 円
	(2) (1) 以外の免許	5,300 円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の 10 日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の 10 日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号 690 - 8501 松江市殿町 1 番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話 0852 - 22 - 5160）

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、次の基本測量は、平成 20 年 3 月 21 日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間
平成19年12月14日から平成20年3月21日まで
- 3 作業地域
松江市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・平板測量・用地測量）
- 2 作業期間
平成20年1月21日から平成20年3月25日まで
- 3 作業地域
島根県江津市桜江町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
江津都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年4月8日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 物品名、規格及び予定数量
灯油 J I S 1号 480キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 落札者を決定した日

平成20年 3 月28日

4 落札者の氏名及び住所

杉原石油株式会社、島根県出雲市大津町1121 - 5

5 落札金額

灯油 1 キロリットル当たり 78,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成20年 2 月29日

正

誤

平成19年12月26日付け島根県報号外第143号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から 2	生徒の保護者	幼児、児童及び生徒の保護者

